委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| 担当課 | 行政改革推進課 |
|-------------------|--|
| 委託業務名 | 大津市行政改革プラン 2025(仮称)策定支援業務 |
| 委託業務場所 | 大津市全域 |
| 概 要 | 社会経済状況その他本市を取り巻く環境の変化等に関する調査及び分析を行うとともに、国の行政改革、規制改革、デジタル田園都市国家構想等及び本市の総合計画、中期財政計画、大津市DX戦略等を踏まえ、本市の行政改革の方向性を示す行政改革大綱及びこれを具体化した改革実行プランにより構成される大津市行政改革プラン2025 (仮称)を策定するに当たって必要な支援を行う。 |
| 契 約 期 間 | 令和6年4月19日から令和7年3月31日まで |
| 契約年月日 | 令和6年4月19日 |
| 契 約 金 額 | 金4, 136, 000円 |
| 契約の相手方 | 〔所在地〕宝塚市逆瀬川一丁目417アピア2-314 〔名 称〕Amame Associate Japan 株式会社 |
| 契約相手方の 選 定 理 由 | 当該業者の選定において、公募型プロポーザル方式により参加者の公募を行い、企画提案書をプレゼンテーション審査の結果、上記の業者を選定した。 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 |

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。